

産業廃棄物処分業 許可申請 マニュアル

愛媛県県民環境部環境局

循環型社会推進課

令和5年1月 改訂

産業廃棄物に係る許可手続について

愛媛県内において産業廃棄物処理業（産業廃棄物の収集・運搬又は破碎や焼却などの中間処分や埋立処分）を営む場合や法律で定められた産業廃棄物の処理施設を設置する場合には、事前に愛媛県知事又は松山市長の許可が必要です。

※ 特別管理産業廃棄物処理業の申請等についても、本マニュアルに準じます。

1 許可の種類は、次のとおりです。

(1) 産業廃棄物処理業の許可

○収集運搬業の許可

愛媛県内において産業廃棄物の収集・運搬の委託を受け、業として行う場合。

※県内で産業廃棄物の積卸しや積替え保管（松山市内を除く。）を行う場合に許可が必要となります。県内で産業廃棄物の積卸しを行わず、通過する場合は、許可は不要です。

○処分業の許可

愛媛県内において産業廃棄物の破碎や焼却などの中間処分や埋立処分の委託を受け、業として行う場合

※排出事業者自らが運搬や処分をする場合においては、許可は不要です。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可

汚泥脱水施設や焼却施設等の中間処理施設で一定規模以上の施設や最終処分場を設置する場合

※排出事業者が自己処理のために設置する場合も許可が必要です。

2 愛媛県知事又は松山市長の許可の区分は、次のとおりです。

(1) 収集運搬業の許可の場合

- ・松山市内のみで積卸しを行う場合 …… 松山市長の許可
- ・愛媛県内（松山市を含む。）で積卸しを行い、松山市内で積替え保管を行う場合 …… 愛媛県知事の許可と松山市長の許可
- ・上記以外 …… 愛媛県知事の許可

※愛媛県外で産業廃棄物の積卸しや積替え保管を行う場合は、積卸し等を行う場所を管轄する都道府県知事又は政令市の長から許可を受ける必要があります。

(2) 処分業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の場合

- ・処理する施設の設置所在地が松山市内の場合 …… 松山市長の許可
- ・処理する施設の設置所在地が松山市以外の場合 …… 愛媛県知事の許可

3 産業廃棄物処理業については、許可を受けた後においても次の手続が必要です。

(1) 許可の期限は5年間（優良産廃処理業者の認定を受けている者は7年間）です。

その後も業を継続する場合には、許可更新手続が必要です。

更新手続がなされない場合は、自動的に許可の効力を失います。

※愛媛県では、更新許可申請については、許可の有効期限日の概ね2か月前から受付をしています。

(2) 許可を受けた後、事業範囲を変更する場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

[申 請 書 の 提 出 窓 口]

愛媛県へ申請する場合は、県内6箇所の保健所が窓口となっています。

事業場の所在地（処理施設の設置場所）を管轄する保健所に提出してください。
松山市内で処分を行おうとする場合は、松山市へ申請する必要があります。

新規の許可申請時に窓口となった保健所が、許可後の申請、届出等の窓口となります。

所 在 地	申 請 窓 口
四国中央市	四国中央保健所 衛生環境課 〒799-0404 四国中央市三島宮川 4-6-55 Tel 0896-23-3360 Fax 0896-28-1043
西条市 新居浜市	西条保健所 環境保全課 〒793-8516 西条市喜多川 796-1 Tel 0897-56-1300 (代) Fax 0897-56-6713
今治市 越智郡	今治保健所 環境保全課 〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 Tel 0898-23-2500 (代) Fax 0898-23-2531
伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡	中予保健所 環境保全課 〒790-8502 松山市北持田町 132 Tel 089-941-1111 (代) Fax 089-909-8392
八幡浜市 大洲市 西予市 喜多郡 西宇和郡	八幡浜保健所 環境保全課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 Tel 0894-22-4111 (代) Fax 0894-22-0631
宇和島市 北宇和郡 南宇和郡	宇和島保健所 環境保全課 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 Tel 0895-22-5211 (代) Fax 0895-24-6806
松山市へ申請する場合	松山市環境部廃棄物対策課 〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2 Tel 089-948-6912 ~ 6914 Fax 089-934-1928

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 Tel 089-912-2358

産業廃棄物処分業許可申請のための 必要書類と留意事項（新規・更新）

書類様式	新規	更新	留意事項
			産業廃棄物処分業許可申請書の提出（添付書類も含む。） 1部提出（四国中央保健所に提出する場合は、正本1部及び副本1部）
記載例1	○	○	<p>[申請書の記載事項について]</p> <p>(第1面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *申請者の氏名又は名称、住所、電話番号 *法人にあつては、その代表者の氏名 *押印（法人にあつては、代表者の印） *事業の範囲（種類は法第2条第4項（政令第2条）で定める名称を正確に記載） *事務所及び事業場の所在地（電話番号も記入のこと。） *事業の用に供する施設の種類及び数量（別紙に記載 記載例2-2、記載例2-3参照） *保管行為の有無（有の場合、次の事項を記載） <ul style="list-style-type: none"> ① 保管施設の所在地 ② 面積 ③ 保管する廃棄物の種類 ④ 保管上限 ⑤ 積み上げることのできる高さ（屋外で容器を用いない場合） *事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要を添付（別紙により図面、カタログ等を添付） <p>(第2面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *他の都道府県及び政令市の処理業の許可の有無（申請中の場合も含む。） *申請者が個人である場合は、氏名（ふりがな）、生年月日、本籍、住所 *申請者が法人である場合は、名称（ふりがな）及び本店所在地（住所欄に記載のこと）並びに法第14条第5項第2号ニに規定する役員（ふりがな）の氏名（ふりがな）、役職、生年月日、本籍、住所 *申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名（ふりがな）、生年月日、本籍、住所。法定代理人が法人の場合にはその名称（ふりがな）及び本店所在地（住所欄に記載のこと）並びに役員（ふりがな）の氏名（ふりがな）、役職、生年月日、本籍、住所 <p>(第3面)</p> <ul style="list-style-type: none"> *発行済株式の総数又は出資の額 *申請者が法人である場合において、発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名（ふりがな）又は法人にあつては名称（ふりがな）及び代表者名（ふりがな）、生年月日又は法人にあつては法人設立日、保有する株式の数又は出資の金額及びその割合、本籍（法人を除く）、住所（法人にあつては、本店所在地） *申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名、本籍、住所 *申請手数料を手数料欄に添付 手数料欄に添付することが困難な場合には、納入票〔記載例8〕に添付可 愛媛県収入証紙 申請手数料（新規）100,000円（更新）94,000円（変更）92,000円 （特別管理）（新規）100,000円（更新）95,000円（変更）95,000円
			[事業計画の概要を記載した書類]
記載例2	○	○	*記載例2に従って、収集運搬及び処分の方法等について詳細に記載
記載例2-2	○	○	*中間処理施設については記載例2-2に従って記載すること。
記載例2-3	○	○	*最終処分場については記載例2-3に従って記載すること。
記載例2-4	○	○	*中間処分後の処分方法については、記載例2-4に従って記載すること。
			[申請者に関する添付書類]
	○ ¹⁾	○	*（法人）定款又は寄附行為及び登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）
	○	○	*（個人）住民票（外国人にあつては住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。以下同じ）の写し及び登記事項証明書【後見登記】（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。） 注：申請者が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】

書類様式	新規	更新	留意事項
			に代えて、医師の診断書（作成上の留意事項（10）を参照のこと。以下同じ。）を添付すること。
	△	○	※産業廃棄物処理業に係る申請者の許可証の写し ・新規の場合 既に産業廃棄物処理業の許可（他の自治体を含む）を持っている場合は、その許可証の写し（いずれかの自治体発行のもの一枚）を添付 ・更新の場合 更新する許可に係る許可証の写し
			[欠格要件に関する添付書類]
	○	○	*法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書【後見登記】（法定代理人が法人の場合にはその法人の登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）並びに役員の住民票の写し及び登記事項証明書【後見登記】） 注：法定代理人（法人の場合にはその役員）が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】に代えて、医師の診断書を添付すること。
	○	○	*法人である場合は、法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書【後見登記】 注：役員が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】に代えて、医師の診断書を添付すること。
	○	○	*100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の住民票の写し及び登記事項証明書【後見登記】又は登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本） 注：株主が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】に代えて、医師の診断書を添付すること。
	○	○	*政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書【後見登記】 注：使用人が成年被後見人又は被保佐人である場合は、登記事項証明書【後見登記】に代えて、医師の診断書を添付すること。
記載例3	○	○	*誓約書
			[公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会の修了証の写し]
	○	○	*法人にあっては、役員又は政令で定める使用人の修了証の写し
	○	○	*個人にあっては、申請者又は政令で定める使用人の修了証の写し
			(参考) 講習会の修了証の有効期限 ・新規講習会（許可申請の日から起算して5年前の日以降に修了） ・更新講習会（許可の更新申請の日から起算して2年前の日以降に修了。）
			[事業の用に供する施設に関する添付書類]
	○	○	*事業場周辺の見取図
	○	○	*事業場内の処理施設、保管場所(処分後の廃棄物の保管場所を含む)、囲い、入口等を記入した事業場平面図
	○	○	*保管施設（処分のための保管施設に限る）の平面図、立面図、断面図等の構造を明らかにする図面及び設計計算書（保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には構造耐力上安全である事が確認できるもの） ・保管する産業廃棄物の種類、面積、保管上限、積み上げることのできる高さを明らかにすること
	○	○	*処理施設の処理方式、処理能力、構造、設備の概要が確認できる仕様書又はカタログ等を添付。水銀の回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分する処理施設にあっては、水銀を回収する工程、水銀の回収能力及び回収状況を明らかにすること。
	○	×	*海洋投入処分を業として行う場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し
記載例4	○	×	[施設等の写真の貼付] *処理施設、保管施設及び保管施設の掲示板の写真（正面、側面） 処分のための重機類等使用する機器すべてを含む。 写真は、申請日から起算して3か月以内に撮影したものを添付すること。 写真はカラーとすること。

書類様式	新規	更新	留意事項
			[使用権原等について]
	○	○	*処理施設について 所有権を証明できる書類（購入時の領収書等）又は賃借契約書等の使用権原を有することを証する書類の写しを添付
	○	○	*事業場の土地及び建物の登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本） ・自己所有でない場合は、賃借契約書の写し等使用権原の確認できる書面も添付のこと。
			[経理的基礎に関する書類について]
記載例 5	○	○	*「事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類」
	○	○	*（法人）直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（別表1,別表2,別表4）及び納税証明書（その1））の提出 ・電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 ・納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
記載例 5-2	○	○	*（個人）資産に関する調書並びに直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し（第1表,第2表）及び納税証明書（その1））の提出 ・電子申請等証明書を添付できない場合は、申請を受信した旨のメール全文等の税務署が電子申請を受理したことを示す公的な書類も可 ・納税がない場合は、その理由を記載した理由書を添付すること。
記載例 6	△	△	*次のいずれかに該当する場合は、その理由書（様式自由。事業年数に関するものは不要）及び長期財務計画（参考様式3）を作成 （法人） ・事業開始後3年に満たない者 ・自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値）が10%以下、かつ、直前3年間の損益平均値（経常利益（損失）の和の平均値）が0円未満の者 （個人） ・事業開始後3年に満たない者 ・直前3年間とも所得税の納付がない場合 *長期財務計画で経理的基礎を確認することが困難な場合には、役員個人の資産の提供等の申立書、銀行の融資証明書、中小企業診断士が作成した診断書等の事業の継続性を担保できる書類の添付を求める場合がある。 *経営状態が債務超過（負債の総額が資産の総額を上回る状態）に陥っている場合等については、不許可になる場合がある。
			[その他留意事項について]
			*添付書類の期限 ・住民票の写し、登記事項証明書【後見登記】、医師の診断書、登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）、登記事項証明書【不動産登記】（登記簿謄本）、納税証明書は申請の日から起算して3か月以内に発行されたものを添付すること。

【作成上の留意事項】

- (1) ○印は、提出が必要な書類。
- (2) △印は、条件によって提出が必要な書類。
- (3) ×印は、直近の申請又は届出の際に提出したのから変更が無ければ不要となる書類。
- (4) 個人の氏名、生年月日、本籍、住所は住民票の写しどおりに正確に記載すること。
- (5) 法人の名称及び住所は登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）どおりに記載すること。
(正) 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 (誤) 松山市一番町4-4-2
- (6) 登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）については、履歴事項全部証明書を

添付のこと。定款又は寄附行為については申請時におけるものの写しに原本証明（申請者印が必要）のうえ添付のこと。

- (7) 住民票の写しは本籍の記載があり個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。また、外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものを添付すること。
- (8) 個人の申請において確定申告書の写しを添付する際には個人番号（マイナンバー）欄をマスキング処理（黒塗り等）したものを添付すること。
- (9) 成年被後見人又は被保佐人に該当しない者については、登記事項証明書【後見登記】（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人についての証明書（書類名称は「登記されていないことの証明書」））を添付すること。
 なお、当該証明申請書の「証明を受ける方」欄に記入した氏名、生年月日、住所、本籍がそのまま証明書に複写されるので、住民票の写しどおりに記入の上、申請すること。また、当該証明書は、法務局発行のため、手続等の詳細は最寄の法務局に問合せること。
- (10) 成年被後見人又は被保佐人に該当する者については、登記事項証明書【後見登記】に代えて、当該者が精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書を添付すること。
 診断書の具体的な内容や書式等については、申請の前にあらかじめ、申請を行う保健所へ相談の上、その指示に従うこと。
- (11) 許可申請の際は、（特別管理）産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可証（許可日から5年以内のもの。ただし、更新の申請の場合にあっては、当該許可に係る許可証を除く。以下「先行許可証」）を提出することで、下表とおり、書類の添付を省略することができる。

省略できる書類	対象となる者
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・登記事項証明書【後見登記】 ・医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（個人の場合） ・申請者の役員（法人の場合） ・発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている個人 ・政令で定める使用人 ・法定代理人 ・法定代理人の役員
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書【商業・法人登記】 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている法人 ・法定代理人

ただし、以下のいずれかに該当する場合は添付の省略を認めない。

- ① 先行許可証の「許可証の提出の有無」が有とされているもの。
- ② 愛媛県から（特別管理）産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設設置の許可を受けていない者。

また、先行許可証は、原本を提出すること。（複写後返却します。）

- (12) 優良認定業者については、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更

時の許可の申請をする際に、以下のとおり、書類の添付を省略することができる。

- ・事業計画の概要を記載した書類（・処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類を含む。）
 - ・定款及び寄附行為
 - ・直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (13) 郵送による申請を認めているが、申請内容によっては、窓口で説明を求める場合がある。また、先行許可証について、郵送による返却を希望する場合は、所要の切手を貼付した返信用封筒等を同封すること。
- また、許可証の郵送交付を希望する場合は、所要の切手を貼付した封筒（角2サイズ以上）等を添付すること。
- (14) 写真は申請日から起算して3か月以内に撮影されたものとし、添付の際には、対象物が鮮明に写っており、かつ、表示されている文字等が明確に確認できるカラー写真を添付すること。
- (15) (特別管理) 産業廃棄物の種類については、“表 産業廃棄物の種類と具体例”及び“表 有害使用済産業廃棄物の種類と具体例”に示しているので、申請にあたっては、取り扱おうとする廃棄物の種類を過不足なく記載すること。
- (16) 石綿廃棄物、水銀廃棄物に係る申請については、別頁に留意点を取りまとめているので、申請にあたってはあらかじめ内容を確認すること。また、特定の水銀使用製品産業廃棄物又は水銀を一定濃度以上含む水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は水銀の回収を義務付けられているので留意すること。
- (17) 記載例はあくまで申請書の記載の仕方を例示したものであり、申請にあたっては申請者自身の責任において、申請者の計画している内容を適切かつ具体的に記載した申請書を作成すること。
- (18) 処分業の許可をもって、廃棄物処理法以外の法令等に基づく手続き等が不要とはならない。したがって、本許可申請又は処分業の開業等に伴い、他の法令等に基づく手続き等が必要となる場合は、申請者自身の責任において実施すること。なお、他の法令等に違反して業を行った場合、県は、許可取り消し等の行政処分を行う場合がある。
- (19) 上記書類のみで法に定める基準への適合性を判断できない場合等は、追加で必要な書類等を求めることがある。
- (20) 県は必要に応じて許可事業者に対し、廃棄物処理法の規定に基づく立入検査、報告徴収を行うことがある。立入検査の忌避、報告徴収への不報告等に対しては罰則が定められており、また、県の指導に従わない場合は、許可取り消し等の行政処分の対象となる。
- (21) 愛媛県の区域外で発生した産業廃棄物については、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱第6条の規定に基づき、県内での処分又は保管を原則として禁止している。

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
処分するために処理したもの	上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種類	具体例
廃油	揮発性油、灯油類、軽油類及びこれらを使用することによって排出される廃油のうち引火点が70℃未満のもの
廃酸	pHが2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pHが12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関、試験研究機関等から生じるもののうち、人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物 血液、使用済みの注射針等
特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB、廃PCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された産業廃棄物 トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器、PCBを含む廃油を拭き取ったウエス等
PCB処理物	廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもののうち、省令で定める基準に適合しないもの
廃石綿等	飛散性を有する石綿を含むもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの、省令で定める特定施設から生じたもの等）
廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水銀又は廃水銀化合物のうち、省令により定められた特定施設において生じたもの ・ 水銀又は水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
有害金属等を含む産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定排出源（政令で定める特定の事業場又は施設）から生じる産業廃棄物のうち、有害物質の含有量や溶出量が省令で定める基準に適合しないもの。処理にあたっては、産業廃棄物の種類及び有害金属等の種類ごとに許可を要する。 【該当する産業廃棄物の種類】 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん 【該当する有害金属等の例】 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、トリクロロエチレン、四塩化炭素、チウラム、ベンゼン、セレン、ダイオキシン 等 ・ 有害金属等を含む産業廃棄物を処分するために処理したものであって、省令で定める基準に適合しないもの

石綿廃棄物及び水銀廃棄物に係る申請について

石綿又は水銀を含む産業廃棄物のうち政令で定めのあるものは、追加の処理基準・保管基準が定められており、この処理を行おうとする場合は、許可申請の際に明記し、県の許可を受ける必要があります。

これらの産業廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとに取扱いの可否を審査するので、申請を行う際には、下記の記載例を参考に記載してください。記載のない場合は、これらの産業廃棄物の取扱いは行わないもの見なします。

なお、“表 特別管理産業廃棄物の種類”に記載のとおり、政令により特に定めのあるものは、特別管理産業廃棄物に該当します。

【記載例】

- 石綿含有産業廃棄物
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
- 水銀使用製品産業廃棄物 (例：蛍光灯の処理を行う場合)
廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
　　<水銀回収を義務付けられた廃棄物の中間処理を行う場合>
　　廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む (水銀回収を行う))
- 水銀含有ばいじん等
汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)
　　<水銀回収を義務付けられた廃棄物の中間処理を行う場合>
　　汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む (水銀回収を行う))

表 石綿廃棄物の区分

許可の区分	産業廃棄物の種類・区分	具体例
特別管理産業廃棄物	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散性を有する石綿を含むもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの、省令で定める特定施設から生じたもの等）
産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・非飛散性の石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）

表 水銀廃棄物の区分

許可の区分	産業廃棄物の種類・区分	具体例
特別管理産業廃棄物	廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃水銀又は廃水銀化合物のうち、省令により定められた特定施設において生じたもの ・水銀又は水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	有害金属等を含む産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・鉍さい、ばいじん、汚泥のうち、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超え、政令で定められた特定排出源において生じたもの（水銀を1,000mg/kg以上含有する場合、水銀回収の義務対象） ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀の含有量が0.05mg/Lを超え、政令で定められた特定排出源において生じたもの（水銀を1,000mg/L以上含有する場合、水銀回収の義務対象）
産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	<p>水銀使用製品が産業廃棄物となった物のうち、以下のいずれかに該当するもの（スイッチ、体温計等の一部の廃棄物は、水銀回収の義務対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令で定められた製品（水銀電池、蛍光灯等） ・上記の製品の組込み製品（一部を除く） ・水銀又は水銀化合物の使用に関する表示がされた製品
	水銀含有ばいじん等	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥のうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物に該当するものは除く。水銀を1,000mg/kg以上含有する場合、水銀回収の義務対象） ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物に該当するものは除く。水銀を1,000mg/L以上含有する場合、水銀回収の義務対象）

産業廃棄物処分業許可申請書	
愛媛県知事 殿	令和 年 月 日
申請者 住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地1 愛媛県株式会社 氏 名 代表取締役 愛媛太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (089) 941-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載	破碎：がれき類 以上1種類 焼却：木くず 以上1種類 埋立処分：廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず 以上5種類
水銀の回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、水銀を回収する旨も記載してください。	松山市一番町四丁目4番地1 電話番号 (089) 941-2111
事務所及び事業場の所在地	事業場 愛媛県西条市喜多川796番地の1 電話番号 (0897) 56-1300
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙のとおり （*別紙は、記載例2-2、2-3参照）
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	（所在地） 愛媛県西条市喜多川796番地の1 （面積） 100m ² （容量） 83m ³ （高さ） 2.5m （廃棄物の種類） がれき類 以上1種類 * 中間処分に使用する保管施設のみ記載のこと。
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり （*別紙は、記載例2-2、2-3に示したとおり図面等添付）
※事務処理欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	〇〇〇県		第01234567890号	
	〇×△市		令和元年12月18日（申請中）	
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住		所	
えひめけん かぶしがいいや 愛媛県 株式会社	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2			
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住		所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所	
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所	
えひめ たろう 愛媛 太郎	昭和 11.11.11 代表取締役	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2		
えひめ はなこ 愛媛 花子	昭和 12. 1. 3 取締役	愛媛県新居浜市本郷3番地1番5号 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2		
まつやま いちろう 松山 一郎	昭和 8. 2.12 取締役相談役	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2		
まつやま かつこ 松山 勝子	昭和 12. 8.15 監査役	愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2		

事業計画の概要を記載した書類

- 1 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）
- (1) 石綿を含まないがれき類は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分場に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分する。
 破碎物は、路盤材、骨材等として再生し土木建設業者に販売する。
 破碎物のうち、売却できないものは、自社の安定型最終処分場に埋立処分する。
 がれき類（石綿含有産業廃棄物）は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の安定型処分場に搬入し、埋立処分する。
 中間処分で発生した金属くずは、自社の安定型処分場に埋立処分する。
 中間処分により発生した破碎くずは、自社の安定型最終処分場に埋立て処分する。
- (2) 木くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分場に搬入し焼却施設で焼却処分する。
 焼却後に発生した廃棄物のうち金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等安定型産業廃棄物は、自社の最終処分場に埋立処分する。
 焼却灰は、〇〇(株)××管理型最終処分場に埋立処分する。
- (3) 自社最終処分場に搬入された産業廃棄物は、処分場内で展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外が搬入されていないことを確認後、埋立処分する。

2 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物 (特別管理 産業廃棄物) の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業者の名称及び所在地
1	がれき類	破 碎	250 t/月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町××丁目〇番
2	木くず	焼 却	50 t/月	固形状	××産業(株) 四国中央市〇〇町××丁目〇番
3	廃プラスチック類	埋 立	30 t/月	固形状	△×産業(株) 新居浜市〇〇町××丁目〇番
4	金属くず	埋 立	20 t/月	固形状	△×産業(株) 新居浜市〇〇町××丁目〇番
5	ゴムくず	埋 立	5 t/月	固形状	〇△×ゴム(株) 宇和島市〇〇町××丁目〇番
6	がれき類（石綿 含有産業廃棄 物）	埋 立	2 t/月	固形状	〇〇工業(株) 松山市〇〇町××丁目〇番
7	ガラスくず、コ ンクリートくず 及び陶磁器くず	埋 立	2 t/月	固形状	〇×ガラス(株) 松山市〇〇町××丁目〇番

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。
 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物を取り扱う場合は、その取り扱う産業廃棄物の種類のうち、これらの産業廃棄物を含まないものと含むものに分けて記載し、含むものについては産業廃棄物の種類に括弧書きでそれぞれ石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等と記載すること。
 また、水銀の回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、処分方法の欄に水銀を回収する旨も記載すること。

3 施設の概要(中間処理施設)

処理施設の種類	がれき類の破碎施設 (令第7条第8号の2)	焼却施設 (令第7条第13号の2)
設置場所	西条市喜多川796番地の1	西条市喜多川796番地の1
設置年月日 許可年月日 許可番号	平成13年8月12日 平成13年6月20日 廃第30-5号	平成11年5月1日 平成10年5月1日 廃第30-1号
処理能力	64t/日又は8t/時 * 1日又は1時間当たり処分できる能力を記載のこと。	250kg/時 * 令第7条の施設に該当することが判断できる単位で記載のこと。
廃棄物の種類	がれき類	木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	ジョークラッシャー 1基 振動ふるい 1基 ベルトコンベア タイヤショベル その他付帯設備があれば記載のこと。 施設の能力が確認できること。 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書(カタログ、仕様書等)などの資料を添付のこと。	24時間連続式焼却炉 1基 排ガス処理設備(添付図参照) バグフィルター 1基 乾式排ガス処理設備 焼却灰用灰出設備(添付図参照) ばいじん用灰出設備(添付図参照) その他付帯設備があれば記載のこと。
環境保全設備の概要	散水設備を設け、粉じんの飛散防止を行う。 事業場内の排水は、処理施設により処理後放流する。	燃焼排ガスは、乾式排ガス処理設備により酸性排ガスを除去後、バグフィルターによりばいじんを除去後20m高の煙突から放出する。

(注意)

- (1) 記載例には、2施設を記入しているが、申請時には、1施設ごとに1枚に記載のこと。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物の欄に処分する産業廃棄物の種類に続いて水銀使用製品産業廃棄物の名称も具体的に記載すること。(例 (廃蛍光管))
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分する施設にて、水銀を回収する工程を有する場合にはその旨を明記し、水銀の回収能力及び回収状況を明らかにすること。
水銀を回収する設備が付帯設備の場合には、その付帯設備の処理方式、処理能力、構造、設備の概要が確認できる仕様書又はカタログ等、写真などの資料も添付し、水銀の回収能力や回収状況を明らかにすること。

4 施設の概要(最終処分場)	
最終処分場の種類及び名称	安定型最終処分場
設置場所	西条市喜多川796番地の1
設置年月日 許可年月日 許可番号	平成13年8月16日 平成11年5月27日 廃第30-8号
最終処分場の規模等	埋立面積：10,000m ² 埋立容量：30,000m ³ 残容量：26,000m ³
埋立廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」
構造及び設備の概要	安定型最終処分場（詳細別添資料のとおり） バックホー 3台 埋立、混合、締め固めのため使用 ○○社 ××型 ホイルドーザー 1台 展開検査等のために使用 ○○社 ××型 *構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、周囲の地形地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を添付のこと。 *当該最終処分場が許可対象外である場合は、周囲の地形地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を添付のこと。
放流水の水質等	浸透水：BOD 3 mg/l（平成13年10月20日測定） 有害物質 25項目（別紙のとおり） 地下水：有害物質 25項目（別紙のとおり） *更新時においては、維持管理基準に定められている項目について基準値を満足しているか、地下水に異常がないか確認できる直近1年内の検査結果を添付のこと。
その他環境保全対策	粉じんの飛散防止のための散水、覆土、重機による締め固めを行う。

5 処分業の具体的な計画（処分業を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 施設ごとの用途

・ 破碎施設

がれき類をタイヤショベルで保管施設から投入ホッパーに投入し、振動ふるいにより、粒径ごとに分別し、ベルトコンベアで所定の製品置場に保管する。

・ 焼却施設

木くずを油圧ショベルでピットに投入し、連続投入装置により、焼却炉へ投入し、助燃バーナーにより 800℃以上に昇温、焼却する。

焼却灰等は、灰出設備に保管後、管理型最終処分場へ埋立処分する。

・ 埋立処分施設

搬入された産業廃棄物は、処分場内の展開検査場所において、安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。安定型以外の廃棄物は返却する。

廃プラスチック類については、15 cm 以下に破碎した後埋立する。

埋立に当たっては、十分覆土し、締め固め等を行う。

石綿含有産業廃棄物の埋立てを行う場合には、一定の場所において、石綿含有産業廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う。

※1 処分基準に適合していることが確認できる内容であること。

※2 混合廃棄物等の処理で事前選別の必要な場合、取り扱う産業廃棄物の種類の多い場合は、処理工程図を添付のこと。

(2) 処分業を行う期間

(4月～9月) 9:00～17:00

(10月～3月) 9:30～16:30

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日

(4) その他

(注意)

従業員数の内訳は、二段書きとし、上段は会社全体の人数を記載し、下段（ ）内は、産業廃棄物処理業従事者数を記載すること。

令和 年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人 (1人)	0人 (0人)	1人 (1人)	1人 (1人)	4人 (3人)	4人 (4人)	1人 (1人)	14人 (11人)

6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

粉じん等の発生防止のため、散水設備により散水しながら中間処分を行い、散水に使用する水は、場内水を処理した再生水を使用し、事業場外には排出しない。

※ 中間処理施設に応じて発生が予想される大気質、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等生活環境保全のための措置について記載

(2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないように清潔保持に心掛ける。

(3) 最終処分場において講ずる措置

飛散流出防止のための措置として重機による廃棄物の踏み固め、覆土を十分に行う。

安定型廃棄物以外の廃棄物が混入しないため、搬入後、展開検査を実施する。展開検査場所は床面をコンクリート舗装し、発生した汚水等による地下浸透防止措置を講ずる。

定期的に浸透水及び処分場周縁の 2 箇所の地下水について水質検査を行い、水質に異常が認められた場合は、産業廃棄物の投入を停止し、原因究明及び適切な改善措置を講ずる。

(4) その他

各種産業廃棄物の取り扱い上の注意や不測事態の発生時における対応の仕方を日ごろから教育、訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、定期的に勉強会等を行い、法律、基準、廃棄物処理の適正処理等の知識向上に努めている。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類	破碎に伴い発生する金属くず	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	100kg/月 (金属くず)	
処 理 方 法	自己処理	金属くずのうち売却できないものは (処分場所) 自社の安定型処分場に埋立処分 西条市喜多川796番地の1
	委託処理	(処分業者名)
		(処分業者所在地)
	<p>埋立処分 海洋投入処分 中間処分 売却</p> <p>※1 上記処分方法を囲む ※2 中間処分、売却の場合は具体的な方法</p> <p>がれき類の破碎に伴って発生する金属くずは、自社の保管場所に保管し、売却できるものは、△△金属(株)(所在地: ○○市△△町5番地)に売却する。 売却できないものは、自社の安定型処分場で埋立処分する。</p>	

(注意)

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分するにあたり、水銀を回収する工程を有する場合は、回収した水銀の取扱いについても記載すること。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年×月×日

愛媛県知事様

申請者

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

氏名 愛媛県株式会社

法人にあっては、名称(代表者の氏名) 代表取締役 愛媛 太郎

(誓約時の注意事項)

1 申請者が法人の場合にあっては、本誓約書をもって法人の代表者及び役員が欠格要件非該当であることを誓約することとなるため、役員等各人の誓約書は不要である。

- (1) 役員とは、法人に対し業務を執行する取締役等のほか、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者かを問わず、取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。
- (2) 取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者には、発行済株式の5%以上を有する株主又は出資額の5%以上を出資している者が含まれる。

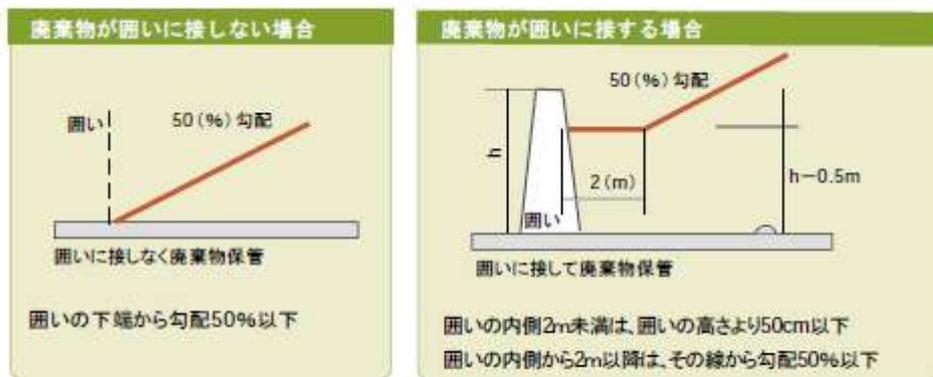
2 申請者には、未成年者の法定代理人及び政令第6条の10に定める使用人が含まれる。

使用する施設の写真

施設名	
	<p>処分のための施設の写真を添付 生活環境保全上の措置の分かるものも合わせて添付 (排水処理設備、油水分離設備、地下浸透防止装置、コンクリート舗装 等) 焼却設備、最終処分場については新基準の対応状況の分かるものも合わせて添付 (助燃バーナー、排ガス処理設備、処分場周縁の地下水検査井戸、浸透水検査設備、展開 検査場所 等)</p>
施設名	
	<div data-bbox="454 1216 1297 1359" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(注意) 写真は申請の日から起算して 3 か月以内に撮影したものを添付すること。</p></div>

保管施設の写真

- ※1 保管施設の掲示板（60cm×60cm以上）の記載事項が確認できる写真を添付
（参考）掲示板の記載事項
- ①処分のための保管場所である旨
 - ②廃棄物の種類
 - ③管理者の名称、連絡先（管理を担当する課係名、電話番号）
 - ④保管可能量（保管上限）
 - ⑤最大積み上げの高さ（屋外で容器を用いない場合）
- 2 少し離れた距離から保管施設全体が見える写真を添付
（正面、側面）
- 3 実際の保管場所が特定できる写真を添付
（正面、側面）
- 4 最大積み上げの高さについては下図を参考のこと。



(注意)

写真は申請の日から起算して3か月以内に撮影したものを添付すること。

[記載例 5]

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千 円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事 務 所		
処 理 施 設		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>(注意) 事業の開始に要する資金を調達する必要がある場合には、「事業の開始に要する資金の総額」の欄に「0 円」又は「資金調達不要」の旨記載すること。</p> </div>		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借 入 先 名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考	内訳等の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。	

「記載例 5-2」

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日 現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

「記載例6」

住 所
法 人 名
代 表 者 名

長 期 財 務 計 画 表

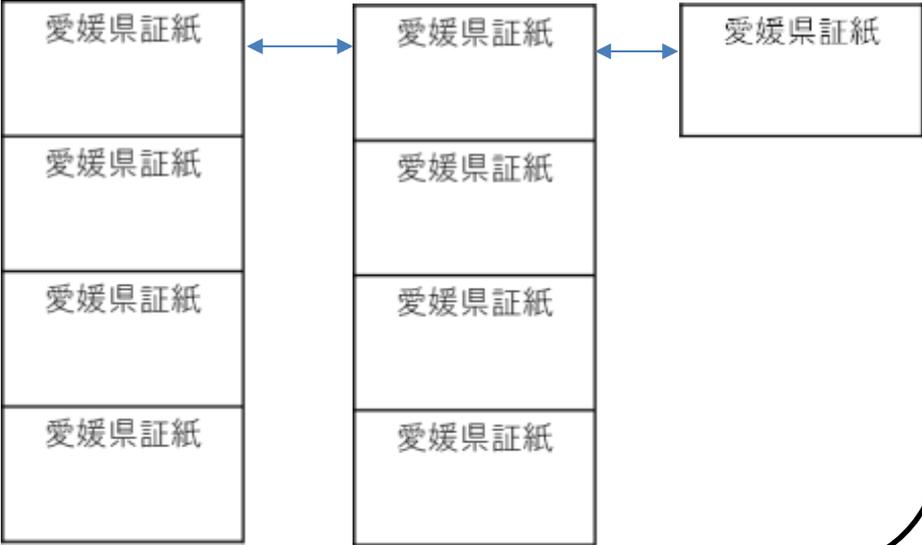
(単位：千円)

計 画		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売 上 高 A						
売 上 原 価 B						
売上総利益 C(A-B)						
販 売 管 理 費	役 員 報 酬					
	給 与 手 当					
	法 定 福 利 費					
	減 価 償 却 費					
	賃 借 料					
	燃 料 費					
	修 繕 費					
	そ の 他					
合 計 D						
営 業 利 益 E(C-D)						
営 業 外 利 益 F						
営 業 外 費 用 G						
経 常 利 益 H(E+F-G)						
累 積 利 益						

(注意)

- 1 経費の節減は、具体的にどうするかを記載すること。また、販売管理費において節減する項目が表にない場合においても適宜項目を追加するなどして表で確認できるようにすること。
- 2 売上高を伸ばした計画にしている場合は、その具体的理由を記載すること。
- 3 累積欠損が改善されない計画の場合には、当該法人の借入れの返済や資金が不足する場合には、個人資産を投入する旨の役員等の誓約書(役員等の固定資産税評価証明書等資産の確認できる書面等も添付すること)等、法人継続の担保となる書面を添付すること。
- 4 法人については、自己資本比率が10%以下及び直前3年間の損益平均値が0円未満である理由を、個人については、直前3年間とも所得税の納付がない理由を、別紙にて説明すること。
- 5 計画初年度の累積利益は、その時の計画経常利益と前年度の未処分損益との和から始めること。

[記載例 7]

納 入 票				
〇 〇 年度		第 号		
会 計 別		一 般 会 計		特 別 会 計
科 目		款	項	目 節
納 人		住所 愛媛県松山市一番町 四丁目 4 番地 2		氏名 愛媛県株式会社 代表取締役 愛媛太郎
<p>¥ (添付する申請手数料の証紙額面金額を記載すること。)</p> <p>ただし、産業廃棄物処分業許可申請に係る手数料 (申請する内容に応じて適切に変更すること。)</p> <p>注)</p> <p>証紙添付の際、証紙については、受付後消印を押す際に証紙と台紙（納入票）との間で割り印を押すので、それぞれの証紙の最低いずれかの一辺が、他の証紙と繋がっていない状態で貼り付けて添付すること。</p>				
<p>※証紙の貼付例</p> <p>間隔を開けて貼付すること。</p> 				
年 月 日納入				

注 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。